

第一百七十二号議案

プール等取締条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年九月十九日

提出者 東京都知事 小池百合子

プール等取締条例の一部を改正する条例
プール等取締条例（昭和五十年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「について」を「が当該経営を譲渡し、又は許可経営者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「、当該経営を譲り受けた者又は相続人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例による改正後のプール等取締条例第三条の二の規定は、この条例の施行の日前にプール等取締条例第三条第一項に規定する経営の許可を受けた者から当該経営の譲渡があった場合における当該経営を譲り受けた者については、適用しない。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行による公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の改正を踏まえ、規定を整備する必要がある。